

許認可等の申請に対する処分の審査基準 個票

所属名：環境部循環型社会推進課

許認可等の名称	一般廃棄物収集運搬業・処分業の変更許可
根拠法令等の条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条の2
法令等の定め又は概要	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (変更の許可等)</p> <p>第7条の2 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、市町村長の許可を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。 (第2項から第4項まで省略)</p>
審査基準	<p>次の要件をすべて満たしている場合に許可を与える。</p> <p>1 一般廃棄物の収集若しくは運搬の事業範囲を変更する場合 (1) 当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。 (2) その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。 (3) その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条の2で定める基準に適合するものであること。 (4) 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないこと。 (5) 豊田市一般廃棄物処理業許可に関する要綱のうち収集運搬業に係る規定をすべて満たしていること。</p> <p>2 一般廃棄物の処分の事業範囲を変更する場合 (1) 当該市町村による一般廃棄物の処分が困難であること。 (2) その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。 (3) その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条の4で定める基準に適合するものであること。 (4) 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないこと。 (5) 豊田市一般廃棄物処理業許可に関する要綱のうち処分業に係る規定をすべて満たしていること。</p>
設定年月日	平成26年11月28日(最終更新:令和元年12月14日)
標準処理期間	60日